

施工パッケージ型積算方式（施設機械）の試行について

〔平成 30 年 3 月 29 日 29 農振第 2231 号
農村振興局整備部長から各地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農林水産部長あて〕

一部改正 平成 31 年 3 月 28 日 30 農振第 3596 号
〃 令和 2 年 4 月 1 日 元農振第 3400 号
〃 令和 3 年 3 月 19 日 2 農振第 3048 号
〃 令和 4 年 3 月 25 日 3 農振第 2712 号
〃 令和 5 年 3 月 29 日 4 農振第 3571 号
〃 令和 6 年 3 月 28 日 5 農振第 3162 号

土地改良事業等請負工事の施工パッケージ型積算基準（施設機械）を別添のとおり定め、平成 30 年 10 月 1 日以降の契約に係る工事から試行導入することとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、貴局管内の都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

別 紙

施工パッケージ型積算基準（施設機械）

第1 橋梁製作架設工事

次に掲げる工種は「施工パッケージ型積算方式の試行について（平成28年3月29日付27農振第2234号農村振興部長通知）」の8. 道路工によるものとする。

1 鋼橋床版工

- 1-1 型枠（鋼橋床版）
- 1-2 養生（鋼橋床版）
- 1-3 養生マット（材料費）

2 橋梁排水管設置工

- 2-1 コンクリートアンカーボルト設置
- 2-2 排水管設置
- 2-3 排水管（材料費）

3 高欄設置工

- 3-1 橋梁用高欄
- 3-2 橋梁用高欄一体式（材料費）

第2 作業日当たり標準作業量

「施工パッケージ型積算方式の試行について（平成28年3月29日付27農振第2234号農村振興部長通知）」の10. その他によるものとする。